

令和4年度 矢吹町新型コロナウイルス感染症対策 事業継続支援給付金

給付金額
10万円

対象となる方

※以下すべてに該当する方が対象

- ・町内に店舗または事業所を置く小規模事業者又は中小企業者のうち飲食店もしくは旅館業、旅客業を営む方
- ・給付金受領後も引き続き事業を継続する方
- ・令和4年1月から9月までの売上のうち、いずれか1か月の売上が、**前年同月**の売上と比較し、**20%以上減少**している方（創業等により前年同月との売上比較が困難な方については、最近1か月の売上がその前3か月の平均売上と比較し20%以上減少していること）
- ・矢吹町暴力団排除条例に規定する暴力団員等でない方
- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律で定める性風俗関連特殊営業を行う者でない方
- ・特定の政治団体又は宗教上の組織もしくは団体でない方
- ・特定の事業者継続して専属し業務委託、請負を受けて従事する個人事業者でない方
- ・法令及び公序良俗に反していない方

申請書類

- ・令和4年度矢吹町新型コロナウイルス感染症対策事業継続支援給付金交付申請書（様式第1号）

添付書類

- ・比較した事業年度の売上げが分かる確定申告書等の写し
- ・減少月の売上額がわかる帳簿等の写し
- ・前年同月との売上の比較が困難な場合は売上比較計算書（様式第2号）
- ・その他町長が必要と認める書類

申請
期限

令和5年3月31日